

仕様書

1 事業の概要

【内容】

道路・送電線等に被害を及ぼすおそれのある支障木の伐倒・処分

【箇所】

上田市殿城（市道豊殿小学校前線）（別紙位置図を参照してください）

【工期】

契約の日から令和6年3月22日まで

2 除去の方法

伐倒区域内の処理対象木（幹にピンクのビニールテープを巻き付けています。）を伐倒後、現地より搬出して処分してください。

伐倒の際には方向に十分に注意し、歩行者、通行車両や電線等に接触することのないようお願いいたします。また、処理対象木の周囲で作業の支障となる樹木を除去する場合は必要最小限としてください。

3 安全の確保及び法律等の遵守

事業の実施にあたっては、森林病虫害等防除法、農薬取締法、毒物及び劇物取締法、労働基準法、労働安全衛生法並びにこれらに基づく、法令、規則、通達及びチェーンソーによる振動障害防止措置に関する通達を遵守してください。

4 除去事業の記録等

- ・ 除去前と除去後の写真（5参照）を記録してください。
- ・ 作業中の写真も複数枚記録してください。

5 提出書類

事業完了後、完了報告書とともに、次の書類を提出してください。

- ① 作業記録
- ② 記録写真…伐倒前後、作業状況（特殊伐倒処理を行った場合は、保全対象と伐倒木の位置関係がわかるもの及び牽引状況がわかるもの（個別））、伐倒木の搬出の状況

6 その他注意事項

- ① 作業現場には、専門技術者を最低1名常駐させてください。契約において定める受託料は、この事業以外に使用することはできません。
- ② 受託事業に係る経費について帳簿を備え、収支を明らかにするとともに、その基礎となる証拠書類を整備して、発注者の求めがあるときは提示してください。
- ③ 作業従事者等が労働災害補償保険に加入している事を確認してください。
- ④ 事業実施に影響を及ぼす事故、人命に損傷を生じた事故、又は第三者に損害を与えた事故等が発生したときは、遅延なくその状況を発注者に報告してください。
- ⑤ この仕様書に明記されていない事項については、発注担当者と協議のうえ決定します。